

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p>平成24年 6月14日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p>提出者 住 所 愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目148番地 氏 名 株式会社東海鋳造所 代表取締役 石黒一彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0587-95-2188</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社東海鋳造所
事業場の所在地	愛知県丹羽郡大口町大屋敷三丁目148番地
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	鉄鋼業
②事業の規模	29億円
③従業員数	101名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 ①

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙 ②			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん
	排 出 量	1,309 t	146 t
	(これまでに実施した取組) 鉍さいの再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	1,000 t	100 t
	(今後実施する予定の取組) 鉍さいの再利用 鉍さいを使用した新商品の開発		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉍さい(ダスト、鋳物砂、スラグ)、ばいじん 集塵機処理、磁選機処理、レキサー処理、散水処理、フレコン詰め		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①「状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	900 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 製造ラインからオーバーフローする鋳物砂はすべて排出していましたが、集塵処理、磁選処理の工程を増やしたことによって、再び鋳造に使用できる鋳物砂になり、再利用できるようになりました。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	300 t	50 t
	（今後実施する予定の取組） 検討中		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①「状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	ばいじん
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
（今後実施する予定の取組） 検討中			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 23 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉱さい	ばいじん
	全処理委託量	1,309 t	146 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t
	再生利用業者への処理委託量	1,309 t	146 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	ばいじん
	全処理委託量	1,000 t	100 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,000 t	100 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 鉦さいの再利用 鉦さいを使用した新商品の開発		
※事務処理欄			

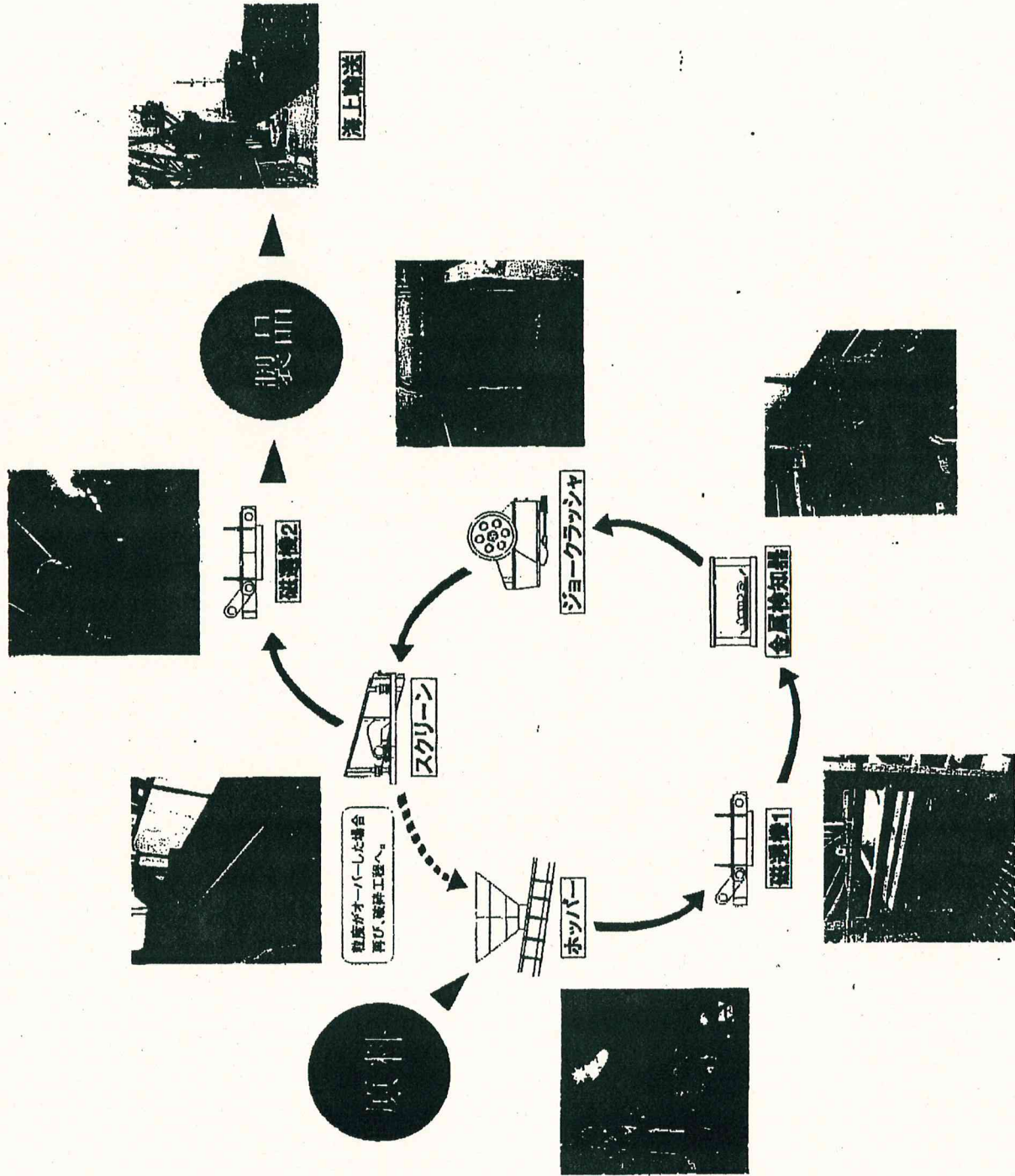
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

NOMASUNAリサイクルセンター処理工程

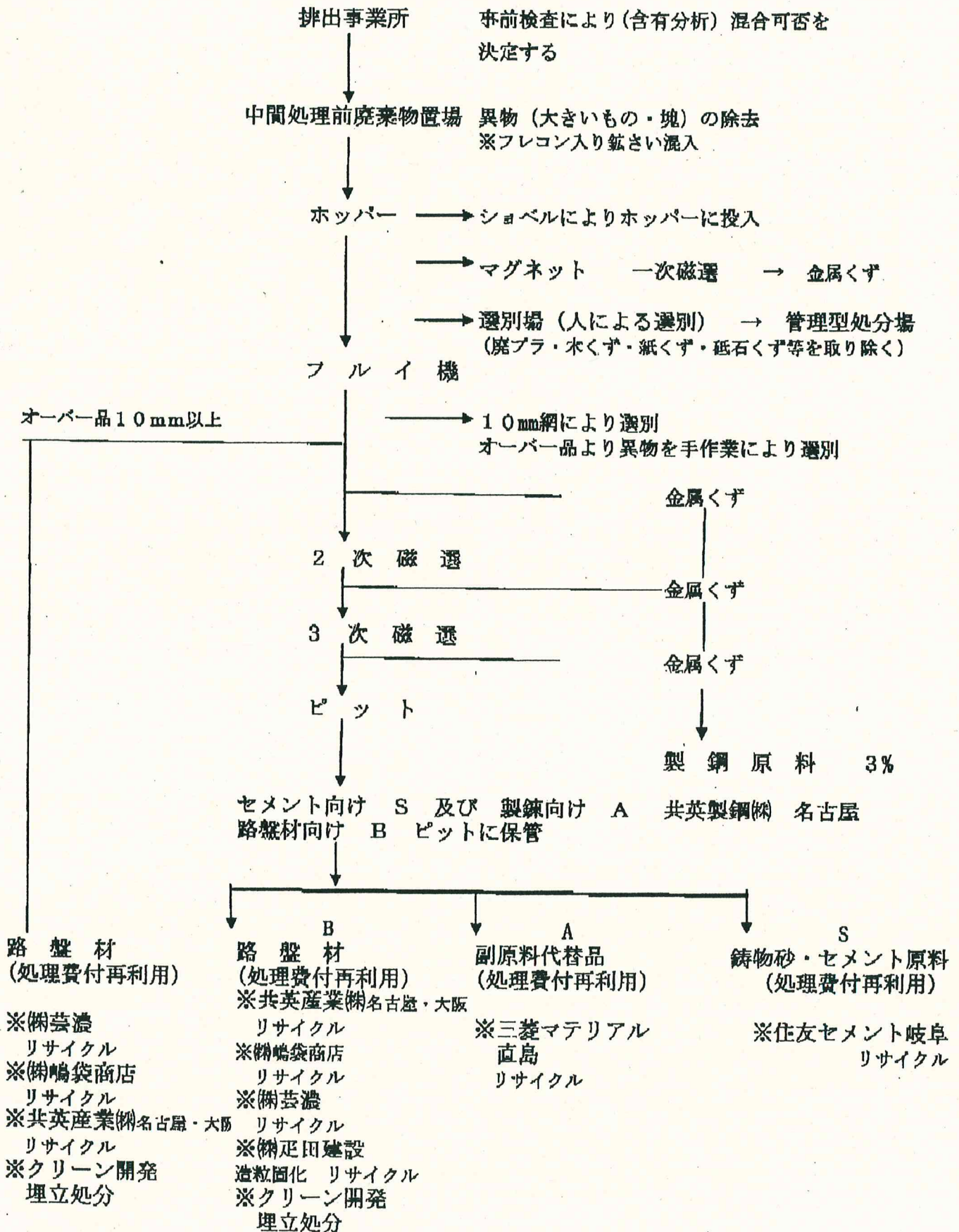


- ① 鉱さい投入
- ↓
- ② 第一磁選
吊り下げ式磁選機No.1
- ↓
- ③ 金属検知器
- ↓
- ④ ジャークラッシャー
(破砕)
- ↓
- ⑤ スクリーン
- ↓
- ⑥ スクリーン上：再度②の工程へ
- ↓
- ⑥ スクリーン下：第二磁選
吊り下げ式磁選機No.2
- ↓
- ⑦ 製品ヤード
- ↓
- ⑧ 船泊にて海上輸送



別紙① スラグ

高和興業(株)鋳さい中間処理フロー 中間処理 選別



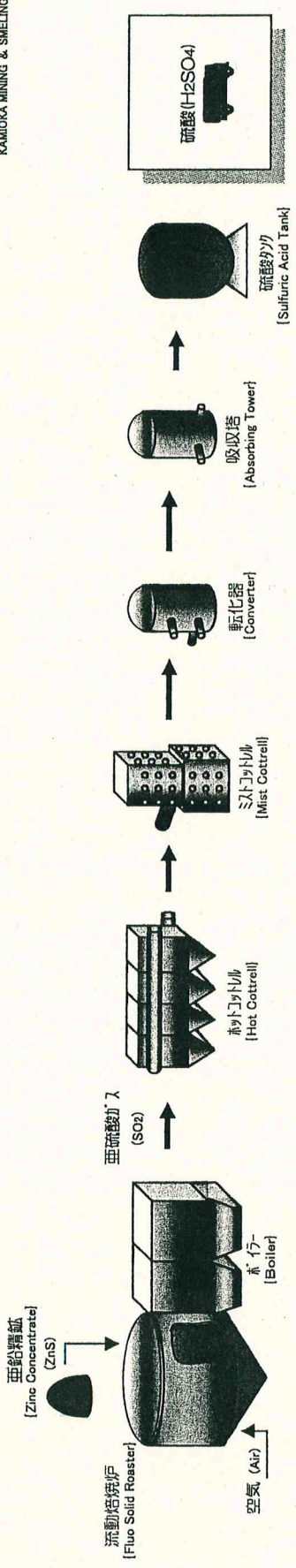
別紙① ばいじん

亜鉛製錬工場 『亜鉛』 ができるまで

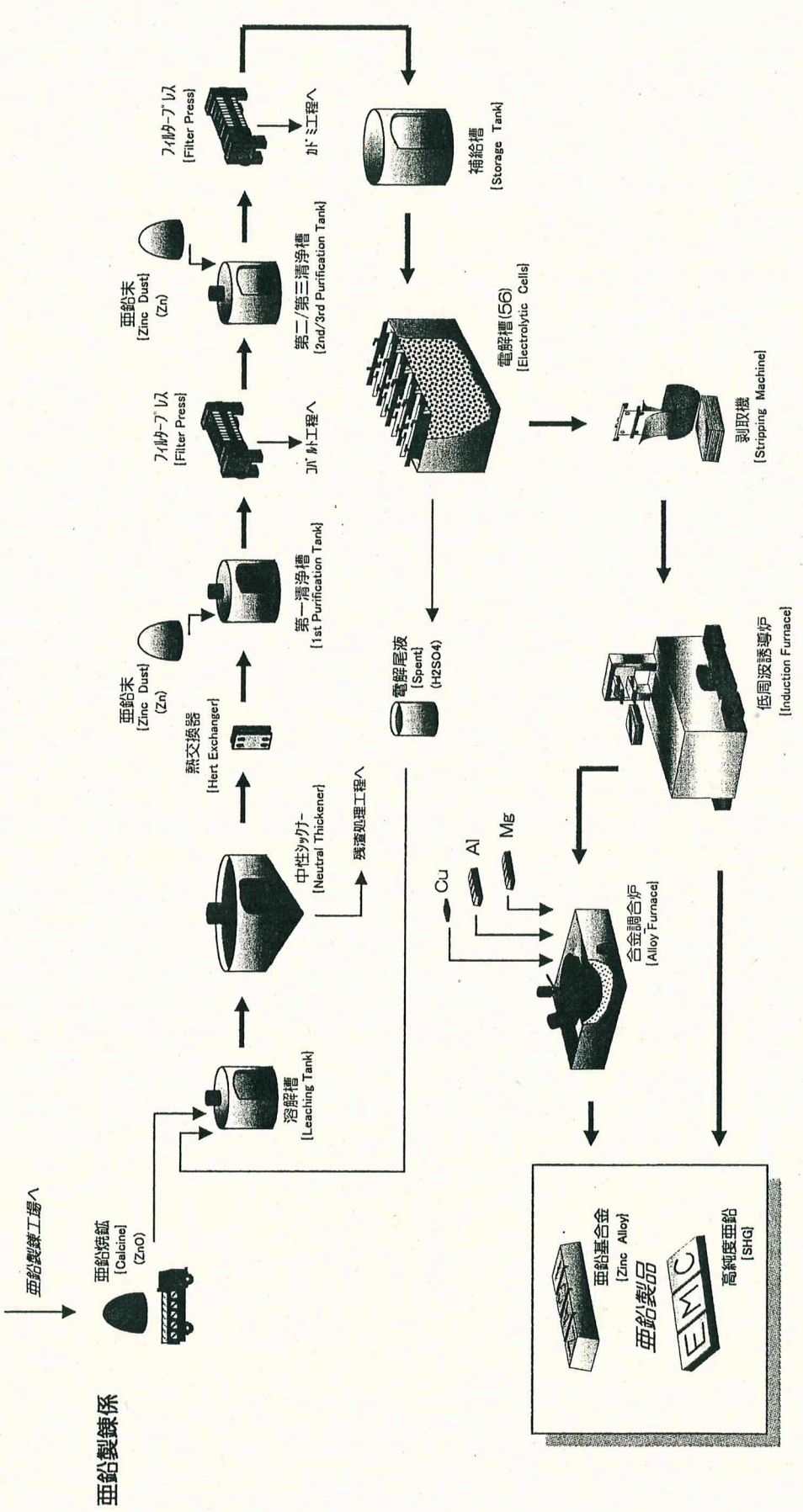
2005年 10月 1日
 神岡鉱業㈱ 亜鉛製錬工場

 KAMIOKA MINING & SMELTING CO.LTD

焼鈍硫酸係



亜鉛製錬係

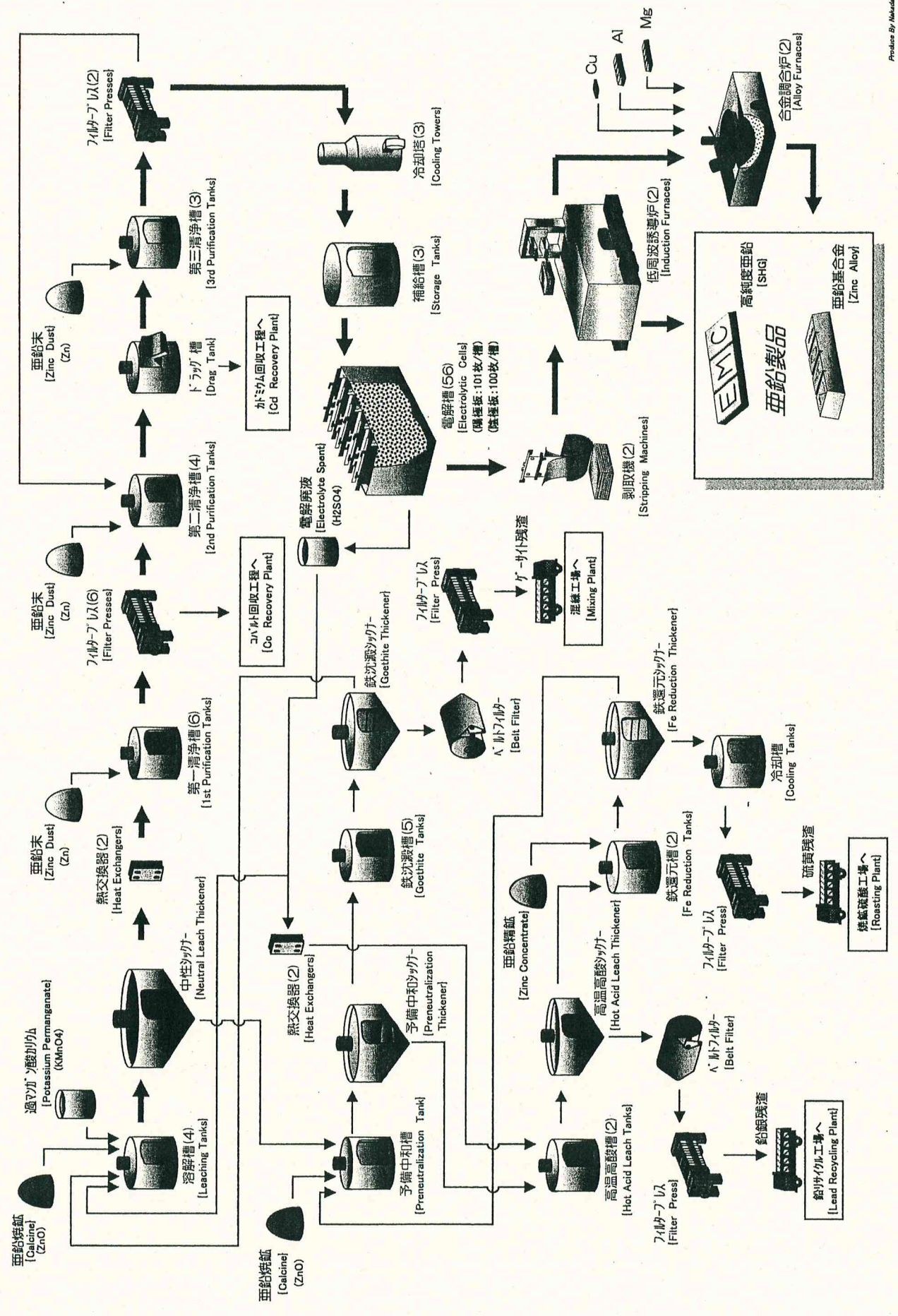


亜鉛製錬係 工程フロー

Flowsheet for Zinc Refinery Plant

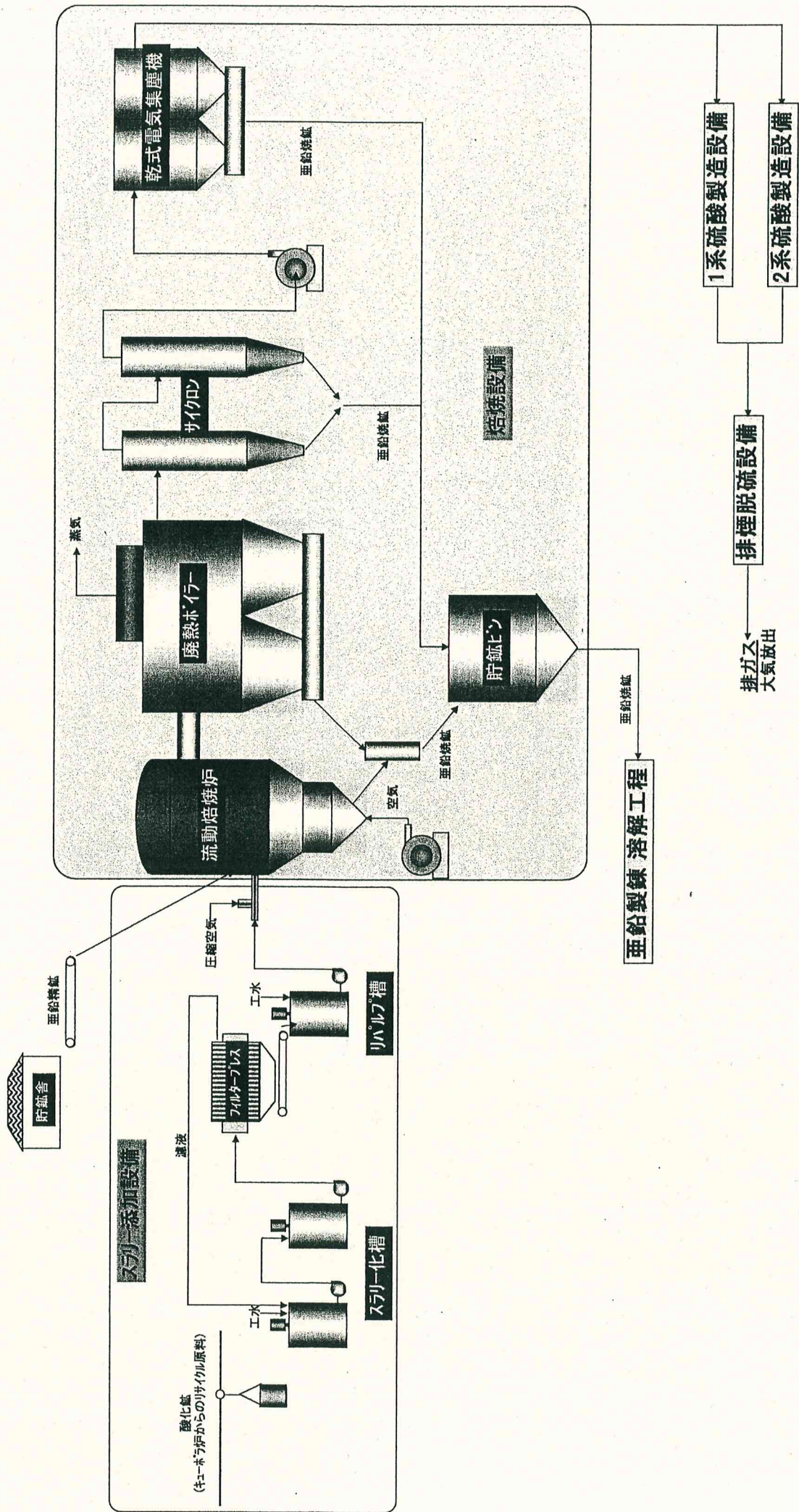


KAMIOOKA MINING & SMELTING CO.LTD

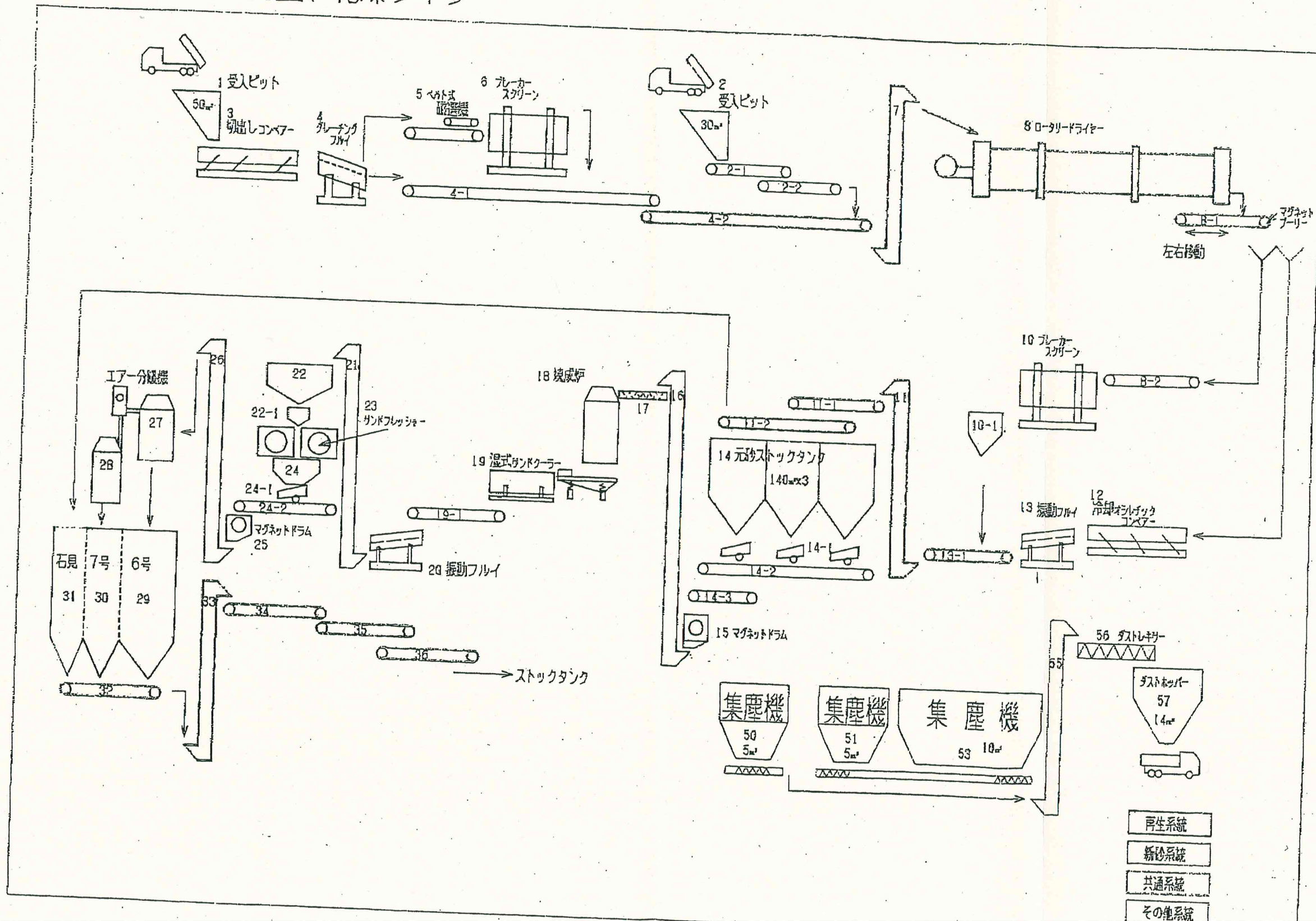


引紙① 1611663

スラリー添加設備概略図



再生、乾燥ライン



産業廃棄物の処理に係る管理体制

1. 責任者及び管理組織図

(株)東海建設所

統括責任者		所 属：大口工場	職 氏名：製造部長
廃棄物担当		管理担当者 人数： /	職 氏名
役 割	安全衛生委員会	1) 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 2) 委員長—安全衛生委員長 委員—関連部署部長、組合関係者	
	廃棄物処理統括責任者	1) 廃棄物処理方針の策定 2) 工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 3) 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物担当	1) 廃棄物処理計画の作成 2) 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 3) 産業廃棄物処理施設の運転、維持管理状況の把握 4) 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 5) 委託契約の締結 6) 産業廃棄物管理票の交付・管理（総務課） 7) 監督官庁への各種報告 8) 社員、関連会社に対する教育・啓発 9) その他関係する事項	

2. 安全衛生管理組織図

